

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、これを解任したときは、届け出る必要はない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
8. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。
10. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
11. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示する必要はない。
13. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図る

とともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]

15. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

[A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

17. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]

18. 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者]

19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

20. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかななければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを（ ）保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。

[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]

23. 旅客自動車運送事業の（ ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事

業運輸規則第24条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]

24. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、() 運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した]

25. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う() を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

26. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から() 以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]

27. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、() 以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]

28. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日についての拘束時間は、() を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

[A. 12時間 B. 13時間 C. 14時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の() にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後() 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

30. 自動車運送事業の用に供する自動車は() ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（×）
- 2.（運送法22条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（×）
- 3.（運送法25条）一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（○）
- 4.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 5.（運送法施行規則10条の2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 6.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（○）
- 7.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 8.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 9.（運輸規則28条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。（○）
- 10.（運輸規則38条）旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業

用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)

- 1 1. (運輸規則 3 8 条) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(○)
- 1 2. (運輸規則 4 2 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示しなければならない。(×)
- 1 3. (車両法第 5 0 条の 1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。(×)
- 1 4. (運送法 1 条) 道路運送法の目的は、道路運送の(A:利用者)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。
- 1 5. (運送法 1 2 条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに(C:運送約款)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 1 6. (運送法 1 6 条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C:事業計画)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 1 7. (運送法 3 8 条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(A:三十日)前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 8. (運輸規則第 2 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、(A:経営の責任者)の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- 1 9. (運輸規則 2 6 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C:三年間)保存しなければならない。
- 2 0. (運輸規則 3 5 条) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(B:選任)しておかななければならない。

- 2 1. (運輸規則 3 7 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを (B: 三年間) 保存しなければならない。
- 2 2. (運輸規則 4 4 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を (A: 常に清潔に保持) しなければならない。
- 2 3. (運輸規則 4 8 条 1 項 6 号) 旅客自動車運送事業の (B: 運行管理者) は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 2 4. (運輸規則 4 8 条の 4) 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、(C: 新たに選任した) 運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
- 2 5. (運輸規則 5 0 条 1 項) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う (A: 点呼) を受け、報告をしなければならない。
- 2 6. (車両法 5 2 条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から (B: 十五日) 以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
- 2 7. (事故報告規則 3 条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があつた場合には、(B: 三十日) 以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 8. (改善基準告示) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の 1 日についての拘束時間は、(B: 1 3 時間) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は 1 6 時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 1 5 時間を超える回数は、1 週間について 2 回以内とすること。
- 2 9. (運輸規則 4 7 条の 7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 (1 0 0) 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 3 0. (車両法 4 8 条) 自動車運送事業の用に供する自動車は (3) ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。